

令和4年度 包括外部監査報告書 ＜概要版＞

観光振興・観光関連事業に関する
事務の執行について

令和5年2月

三重県包括外部監査人
税理士 神谷 研

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

観光振興・観光関連事業に関する事務の執行について

3 事件を選定した理由

三重県（以下「県」という。）には、伊勢神宮を代表とした有名な神社・仏閣、史跡が多く存在しており、御在所岳、伊勢志摩地方、熊野古道などの観光地を有している。伊勢エビ、アワビ、松阪牛など豊富な食材に溢れ、世界に知られた真珠など多くの特産品がある。また、関西地方からや名古屋方面からの中部国際空港などを経由したアクセスもしやすく、全国から集客できる地理的立地にも恵まれ、魅力に溢れた観光環境・観光資源が整っている。

そのため、県外からも多くの観光客が来県し、令和元年の観光消費額は5,564億円となっている。

観光産業は、その経済効果が幅広い分野に波及する裾野の広い産業であり、県予算においても観光振興・観光関連事業に多くの財政資源が配分されていることを鑑みると、監査する意義は大きいと考えた。

このような理由により、特定の事件として選定したものである。

4 外部監査の対象部局

観光振興・観光関連事業の所管部局

5 外部監査の対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

（ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度についても対象とする。）

6 外部監査の実施期間

令和4年5月30日から令和5年2月1日まで

7 外部監査の方法

監査を実施するに当たっては、合規性・正確性並びに有効性・効率性・経済性に対して常に意を用いて行った。

また、県における観光消費額の直近3年間の実績値推移は、令和元年度

5,564億円、令和2年度3,283億円（目標値5,700億円）、令和3年度3,562億円（目標値5,830億円）であった。

監査に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊した観光関連事業者を支援する施策などを県が手厚く実施したことを理解した上で行った。

よって、監査は、

- ① 観光振興・観光関連事業に関する事務の執行の合規性・正確性
- ② 観光振興・観光関連事業に関する事務の有効性・効率性・経済性
- ③ その他監査が必要と判断した事項

について、誠実に網羅的に確実にを行った。

8 外部監査の手続

以下の監査要点について、関連資料の閲覧及び担当部局へのヒアリング等を実施した。

【補助金・負担金】補助対象は適切か、公益上の必要性はあるか 他 全8項目

【委託料】契約の方式及び相手方の選定方法は適正か 他 全10項目

【契約】契約の方式決定及び相手先の選定について契約方法の選定が適法かつ妥当であるか 他 全9項目

9 外部監査の意見表明の方針

監査の結果については、通常使われている「指摘」と「意見」という用語を用いて、評価することとする。

すなわち、法令、条例、規則、要綱等、県が遵守すべき規範に従っていない事項及び正確性、有効性、効率性並びに経済性に著しく反している事項については、「指摘」として速やかに改善することを求める。

また、監査の結果、正確性、有効性、効率性並びに経済性の観点から意見を述べた事項については、「意見」として改善を検討することを求める。

10 外部監査の補助者

- | | |
|-------|--------------------|
| 内山 隆夫 | (公認会計士・税理士) |
| 小川 友香 | (公認会計士・税理士) |
| 山崎 智博 | (公認会計士・税理士) |
| 今西 孝彰 | (税理士) |
| 大谷 久美 | (税理士・社会保険労務士) |
| 滝澤多佳子 | (税理士・行政書士・宅地建物取引士) |
| 加藤 恭子 | (税理士) |
| 川岸 弘樹 | (弁護士・弁理士) |

第2 観光事業から選定した施策・事業

I 「みえ県民力ビジョン 第三次行動計画」について

II 三重県における観光の現状

- 1 令和3年度における観光指標と実績
- 2 県における観光客の状況
- 3 推計結果の概要
- 4 県への観光客の外観

III 各施策の概要と監査対象として選定した事業

- 1 施策 251 南部地域の活性化（地域連携部）
- 2 施策 252 東紀州地域の活性化（地域連携部）
- 3 施策 331 世界から選ばれる三重の観光（雇用経済部）
- 4 施策 332 三重の戦略的な営業活動（雇用経済部）

第3 監査対象事業の補助金及び負担金等並びに委託料について

1 監査対象として抽出した事業について

令和3年度の観光事業に係る事務事業の中から、29件の細事業を抽出して監査を行った。監査の過程において、全29監査対象事業すべての支出負担行為一覧表の提供を受け検討したところ、各事業の支出内容は、補助金、負担金、会費、拠出金及び支援金並びに委託料としてほとんどの支出が実行されており、これら以外のその他支出（自主事業及び事務管理支出等）は全体の2.2%しかなかった。

監査対象事業の全事業費合計は56億4,898万6千円（100%）で、内訳及び構成比は、みえ観光の産業化推進委員会宛負担金30億1,046万9千円（53.3%）、委託料7億5,177万円（13.3%）、補助金16億8,400万6千円（29.8%）、その他の負担金・会費及び拠出金7,954万7千円（1.4%）、支援金10万円（0.0%）、その他支出は1億2,309万2千円（2.2%）であった。

この結果を踏まえて、包括外部監査における監査の主眼は、補助金、負担金、会費、拠出金及び支援金並びに委託料等の観光事業に係る関係団体等への支出について、「第18外部監査の手続」において述べた監査要点とした諸事項を検証した。

その補助金や負担金等及び委託料は必要か、有効に活用されているか、非効率ではないか、契約事務に瑕疵はないか、支出負担行為は適正に行われたか、などを常に念頭において監査を実施した。

個々の監査対象として抽出した事業については、「第4外部監査の結果 施策番号別の監査の結果」以降において監査結果の個別意見を詳細に報告している。

2 みえ観光の産業化推進委員会について

監査対象事業の中に、みえ観光の産業化推進委員会への負担金支出事業がある。

令和3年度に監査対象事業29件の細事業の内から委員会へ負担金として支出したすべての事業費合計金額は、30億1,046万9千円に上る。この金額は監査対象事業費全体の53.3%に相当することを鑑み、委員会に対し拠出した負担金については、「第5みえ観光の産業化推進委員会について」において詳細に報告することとした。

第4 外部監査の結果 施策番号別の監査の結果

I 施策 251 南部地域の活性化（地域連携部）

1 豊かな自然の中で安心して楽しめる南部地域魅力発信事業費

i 補助金実績報告書の添付書類の確認について【指摘】

南部地域体験教育旅行促進事業費補助金については、抽出した案件の中で、補助金実績報告書に添付された教育旅行にかかった児童・生徒分の費用の請求明細の金額よりその領収書等の金額の方が多い案件が1件判明した。最終的にバス代金の変更があったとのことであるが、その不一致に気付かず、再提出を要請すべきであった請求明細書等が提出されていなかった。結果的に補助額に変更はなかったが、支払額の確認は、請求額の正確性を担保する上で必要不可欠なものであることから、今後、手続の瑕疵が無いようにすべきである。

ii アンケート結果の活用と南部地域の魅力向上への取組について【意見】

南部地域への体験教育旅行を実施した学校等に対して実施したアンケート結果（回答数延べ198校）をみると、体験教育旅行全体の満足度について1回目は満足・やや満足が約94%、2回目は約99%と満足度の高い結果となっている。しかし、「新型コロナ収束後の三重県南部地域への教育旅行実施」という問に対し、実施したいと回答した割合は、1回目が47%、2回目が42%と半分以下となっている。

この理由については、南部地域への旅行に魅力を感じながらも、その学校の教育目的にあわせて旅行先を選択したいという意見が多く、特に修学旅行に関しては多くの学校が県外での旅行を視野に入れている。アンケートによって得られた情報については宿泊施設や関係機関に提供したとのことであるが、東紀州地域への教育旅行をさらに推進するためには、アンケート結果を踏まえた受入体制の整備をはじめ、様々な課題の解決に向けて南部地域の魅力をさらに高めるための官民挙げた継続的取組が必要と考えられる。

iii 県内教育旅行促進支援事業との関係について【意見】

本事業の補助金は、南部地域以外を目的地とする県内教育旅行促進支援事業による支援金（みえ観光の産業化推進委員会が実施）と比較すると、旅行内容に南部地域での「体験」が含まれる点等が若干相違するものの、その「体験」も柔軟な取扱いとなっており、制度の趣旨・実施時期・補助額等の内容もほぼ同じで、旅行先として格別に南部地域を選んでもらうインセンティブが乏しい結果とな

っている。

本事業については、別事業としたことにより、他地域に比べ南部地域の魅力をよりアピールできたかどうか、南部地域の活性化に寄与したかどうか等々、実施結果の分析等により説明責任を果たす必要があると思われる。

iv 企画提案コンペ選定委員会について【意見】

南部地域への教育旅行に係る受入環境整備及び情報発信業務委託について企画提案コンペが行われた。

企画提案コンペ選定委員会は、選定委員5名中1名が欠席し4名で行っているが、選定要領では、定数（5名）の3分の2以上の者が出席であれば委員会の開催は問題ないとされているため法的瑕疵はない。しかし、より多様な意見を反映した選定ができるよう、欠席がある場合には、代理出席の方法をとることが望ましい。

II 施策 252 東紀州地域の活性化（地域連携部）

1 東紀州地域振興推進事業費

i 負担金の決定方法について【意見】

一般社団法人東紀州地域振興公社への負担金等については、基本的経費の負担以外に、事業に対する負担金等があるが、その金額、負担割合等は、事業や項目ごとに異なっており、事業等に合わせて構成員が協議し、社員総会での予算、決算に係る決議で承認されている。現状において、負担金に関する明文の規定等はないが、一定の負担基準、考え方、公社や構成員との合意事項、慣例等があると考えられることから、透明性、適切性の確保の観点からも、自主財源の確保等も含めた今後の公社の在り方・方針等を踏まえ、県としても公社への負担金について依るべき基本的事項を定めた規約等を整備することが望ましい。

2 選ばれる東紀州地域を目指して産業活性化支援事業費

i 補助事業の完了検査における確認漏れについて【指摘】

東紀州産業活性化事業推進協議会は、A社に7,799,000円、B社に990,000円、合計8,789,000円の委託料を支払っている。

A社との契約書上、委託者は当該協議会であるが、B社との契約書においては、委託者は一般社団法人東紀州地域振興公社となっており、請求書も当該公社宛

で、履行確認も公社検査職が行っている。当該協議会は、公社からは独立した団体であるため、当該協議会の事業であるならば、B社との契約は当然、当該協議会が行うべきものである。

B社に対する委託料は、当該協議会の決算に含まれ、令和4年5月23日に協議会名義の普通預金口座からB社に支払われている。B社には、契約者と支払者が異なることについて説明し、了解を得たとの説明を受けた。県からは、当該協議会が実施した産業活性化事業費の半額が補助されるため、当該公社契約のB社への委託料もその半額が補助金の対象となっている。

契約主体が異なる点について確認したところ、B社との契約上、委託者が一般社団法人東紀州地域振興公社となったことについては、事務局が当該公社内にあるため担当者が事務処理を誤ったということであった。この誤りは、県の当該補助事業の完了検査において見過ごされている。

県としては、事務的なミスが補助金の不適切な支給に繋がらないように、補助事業の内容をより一層精査するとともに、ダブルチェックを行うなどチェック体制の強化を図るべきである。

ii 補助金交付先団体における業者選定手続の確認について【意見】

東紀州産業活性化事業推進協議会が支払った委託料合計 8,789,000 円は、当該協議会が実施した産業活性化事業費総額 11,416,668 円の約 77%に当たる。しかし、県の簿冊には、この業務委託契約に関する業者選定資料またはその確認が行われた資料が綴られていない。この件に関し聞取りを行ったところ、綴られていないだけで県の担当者は補助事業の完了検査においてその事実を確認しているとのことである。県の補助金額に直接影響するものであるため、確認した証拠を県の書類としても残しておくことが望ましい。

iii 補助金交付先団体の規約について【意見】

東紀州産業活性化事業推進協議会規約には、例えば、第9条第2項「委員会は、第4条に規定する事業を推進するため、毎年1回以上開催する。」とあるが、この第4条は（入会）の規定であって事業を規定したものではないなど、条文上の齟齬が見られる。補助金の対象となる団体の規約について、県は確認を行い、未整備のところがあれば指摘し、訂正依頼を行うことが望ましい。

iv 負担金の決定方法について【意見】

「1 i 負担金の決定方法について」の意見と共通する。

3 Easy Access to 東紀州！プロジェクト推進事業費

i 負担金の決定方法について【意見】

「1 i 負担金の決定方法について」の意見と共通する。

ii 令和3年度「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会負担金について【意見】

県において当該実行委員会負担金に係る規定はないが、奈良県は、「吉野・高野・熊野の国」事業実行委員会奈良県負担金交付要綱を作成し、これに則った手続を行っていることから、県においても交付要綱等の整備について検討することが望ましい。

4 東紀州地域集客交流推進事業費

i 契約保証金の免除にかかる契約実績の確認手続について【意見】

熊野古道センター関連の修繕については、契約保証金の納付を免除されていても「契約実績証明書」が提出されていなかった。

その理由を担当部署に確認したところ、熊野古道センター関連の修繕では、業者に「契約実績証明書」の提出は求めておらず、担当部署において県のデータベースから「入札結果詳細情報」及び「指名停止業者の一覧表」を呼び出し、過去3年間の契約実績の有無や不適格業者かどうかを確認しているとの回答を得た。

このように、担当部署において業者の適格性の確認を実施しているのであれば、契約保証金の納付を免除する条件を満たしていることが明確になるよう、今後は取引業者の適格性を確認した「入札結果詳細情報」及び「指名停止業者の一覧表」を簿冊にファイルしておくことが望ましい。

なお、契約保証金免除については、「第6 1 契約保証金免除について」に詳述している。

5 熊野古道活用促進事業費

i 熊野古道情報発信用ノベルティの現物数量の適切な管理と積極的な配布について【指摘】

熊野古道情報発信用ノベルティのうち、アルコールジェルは現物確認時の受払管理簿の400個に対し、三重テラスに送った15個を差し引いた385個であるべきところ372個しかなかった。現物が13個不足していたが、差異の原因は不明であった。

さらに、ペア箸置きの受払管理簿上の数量は222個で、現物の数量は220個

しかなかった。現物が2個不足していたが差異の原因は不明であった。

エコバック（赤）と（緑）は受払管理簿の数量と現物の数量は一致していた。

今回の監査ではノベルティを4品目現物確認したが、4品目の内2品目について数量が不一致であったという状況は、現物の管理が十分であったとはいえない。

現物の数量管理については定期的に受払管理簿と現物を照合し、差異があった場合は差異原因を適時に調査すべきである。

また、これらのノベルティは各種イベントで配布されているためイベントがないと配布されないとのことであるが、3月の購入以降配布された数量が少なく8月時点でも多数残っているものがあった。今後イベント開催時には積極的に配布することが望まれる。

6 さあ出かけよう、熊野古道再発見旅事業費

i 委託業務内容の変更について【意見】

業務仕様書において熊野古道伊勢路プロモーション動画の撮影場所として当初必須とされていた「ツヅラト峠」が「波田須の道」へ変更されていた。

当該撮影場所の変更に関して、業務仕様書の変更は、撮影終了後に締結された変更契約まで行われていなかった。

撮影のために視察を行う過程で、初心者向けの場所としては「ツヅラト峠」よりも「波田須の道」が適切であったためとの回答を得たが、撮影終了後ではなく撮影場所の変更が決まり次第適時に変更契約を締結することが望ましい。

ii 企画提案コンペ選定委員会について【意見】

熊野古道伊勢路プロモーション動画制作等委託業務の企画提案コンペ選定委員は県職員5名により構成されていたが、当日1名欠席が生じたことにより4名で選定委員会が開催された。

出席者数に関する意見について、「I 1 iv 企画提案コンペ選定委員会について」と共通する。

III 施策 331 世界から選ばれる三重の観光（雇用経済部）

1 観光事業推進費

i 三重県観光客実態調査事業の履行確認について【指摘】

当事業に関する委託業務完成報告書は令和4年3月23日付で提出され、同日付で履行確認が行われた。しかしながら実際は、令和4年3月に行われた調査に関する分析結果が終了していなかったため当該報告書は暫定版であり、最終の調査報告書を受け取ったのは令和4年4月に入ってからであった。

コロナ禍のため調査日が遅い時期になった影響もあるが、最終の調査報告書を受領する前に履行確認を行うべきではなかった。

今後は最終の調査報告書を受領してから履行確認するべきである。

ii 三重県観光客実態調査事業の実施期間確保について【意見】

当事業は統計調査であり、毎年、同程度の調査地点数・総サンプル数で行っていくことが望まれるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から令和2年度に引き続き令和3年度も、調査地点数・総サンプル数の減少見直しが行われている。

このため、統計調査という事業の有効性を担保できるよう、今後はコロナ禍や不測の事態に対応したスケジュールを組んで事業を行えるようにすることが望ましい。

iii 三重県版バリアフリー観光推進事業の調査施設・調査結果の公表方法について【意見】

契約時の仕様書において、調査した施設の情報について、「施設ごとに内容をまとめたものを、県の観光情報やバリアフリー情報について訴求力のあるホームページ等において公表し、最新情報への更新を随時行うこと」とされている。

これを受け、委託先は、管理するホームページにおいて、各調査施設のページを設けて調査結果を公表していた。

しかしながら、調査施設・調査結果について、県のホームページには記載されておらず、委託先の管理するホームページにおいても新着情報欄等への記載が行われていないため、情報提供の点からは十分な公表が行われているとはいえない。

今後は、県のホームページにおいて、各年度においてどの施設の調査を行い、調査結果をどのサイトで公表しているのか明らかにするとともに、委託先の管理するホームページ上も、新着情報欄等に更新情報が適切に反映されるよう指導することが望ましい。

iv 業務委託料の積算について、「第6 2 業務委託料の積算について」へ統合して記載している。

2 観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費

- i 業務委託料の積算について、「第6-2 業務委託料の積算について」へ統合して記載している。
- ii 積算表及び見積書における諸経費について、「第6-3 積算表及び見積書における諸経費について」へ統合して記載している。

3 安全・安心な観光地づくり推進事業費

i 再委託の適切性の検証について【指摘】

当事業では再委託があったため、委託事業者から再委託承認申請書及びその契約書が提出されていた。これらの資料を閲覧したところ、再委託承認申請書に記載された契約金額よりも添付されていた再委託の契約書の金額のほうが大きく、差異が生じていた。その理由としては、再委託の契約書の内容・金額は、県ともう一社別の事業者からの分を合算したものとなっているためとのことであり、別の事業者から同種の委託事業を受けたため、両者をまとめて再委託したとのことであった。

県が委託事業者に再委託承認申請書の提出を求めている趣旨としては、再委託の必要性や再委託事業者の適切性、再委託金額として著しい不合理がないかの経済性の検証を行うことである。同種の事業の再委託だったとはいえ、県の再委託部分の内容・金額が不明確であり、再委託に関する適切性の検討が十分にできたとはいえ、委託料が有効的に使われているかの検討が十分でなかったといえる。そのため、今後は別々の契約書にて再契約を結んでもらうなど県の再委託部分の内容・金額が明確になるよう委託事業者に依頼するべきである。

ii 実証事業の継続性の検討について【指摘】

当実証事業は、単に一過性の事業とすることなく継続性を持った取組とすることや、他の地域が取り入れて横展開できるようにすることを目標としている。

そのため、事業の継続性の検討や他の地域の参考となる事業とするためには、事業として収益性の安定化が可能であるか、今後費用がどれだけかかるか等について数値での収支見込み予測が重要となると考えられる。

委託事業者の事業報告書を閲覧したところ、1社では根拠を示したうえで今後の収支見込みが数値にて予測されていたが、別の1社では記載されていなかった。

事業の有効性の観点から考えると、委託料を有効的に活用し実証事業の前述

の目標を達成するためには、根拠のある数値を用いて今後の収支見込みを検討するよう委託事業者に求めるべきであった。

iii 外部有識者・専門家等の関与について【意見】

当事業の契約方法は、公募型企画提案コンペでの随意契約であり、その企画提案コンペの選定委員会は、当事業の内容に特に関連する部局の県職員5名が委員となっており、外部委員は選任されていない。

当事業は、各事業者が一から事業内容を提案し、契約上限金額の中でいかに効果のある実証事業を行うか、事業の趣旨にいかに沿った内容の提案であるか、など企画提案コンペの意義が大きかったと考えられる。

今後は、当事業のように企画提案コンペの意義が大きいと考えられる場合は、より良い企画提案コンペの選定を行うために、必要に応じてその事業内容の専門知識を有する外部有識者・専門家を選定委員会委員に加えることが望ましい。

この点に関し、企画提案コンペ選定要領には委員について制限はないものの、外部委員は、地方自治法における「附属機関」（同法138条の4第3項）に該当し、設定にあたっては別途条例の手当が必要であるとのことである。

今後も県において取組む事業に関しては、より一層高度な専門的な知見が必要とされるケースが増えることが見込まれることからすれば、外部委員選任が可能となるような措置をとることが望まれる。

そして現状においても、外部委員ではなくオブザーバーであれば企画提案コンペ取扱指針に基づいて選任し、必要な意見を求めることは可能であるから、その積極的な活用を図ることが望ましい。

iv 実証事業内容の追跡調査について【意見】

当実証事業の効果測定・分析については、委託事業者が事業報告書にて検証を行っており、県としてはその報告を受けているのみである。

未だ新型コロナウイルス感染症が旅行需要に影響しており、旅行者にとって安全・安心な観光地としての環境を整備できているかどうかという事業目的の成果を検証するには長期的視点が必要であるため、今後何年かにわたり県として実証事業を追跡調査していくことが望まれる。

v 業務委託料の積算について、「第6 2 業務委託料の積算について」へ統合して記載している。

4 県内宿泊事業者感染防止対策等支援事業費

i 申請書の提出のない事業者への補助金支払について【指摘】

監査人が抽出した補助金のうち1件について、申請書を提出していない事業者に対して補助金が支払われていた。

具体的な内容としては、親子間で代替わりがあった宿泊施設であり、前事業主の名義で交付申請にかかる書類（交付申請書・旅館業営業許可証の写し・本人確認書類の写し・事業計画書・誓約書等）が提出されていたことが実績報告時に判明したため、現事業主名義での旅館業営業許可証の取り直しを求め、その後、現事業主名義の旅館業営業許可証や本人確認書類の提出を受けた上で、引き続き実績報告以降の手続を進め、補助金が支払われていた。

しかし、当該事業者は個人事業主でありこの2名については別人格であるため、申請のない事業者に対して補助金が支払われていたことになる。前事業主での申請は一度取り下げて、正しい事業者に新たに補助金申請以降のすべての書類の作成・提出を求めるべきであった。

ii 提出期限後の補助金請求書に基づく補助金支払について【指摘】

交付要領第12条第2項によると、事業者は、補助金額の確定した日から14日を経過する日までに県へ補助金請求書を提出しなければならないとされている。しかし、監査人が抽出した補助金のうち1件について、補助金金額確定日が令和4年1月31日、請求書日が令和4年3月22日となっていて請求書が期限内に提出されていないにもかかわらずその後補助金が支払われていた。

なお、14日という期限を設けた理由としては、国の補助金の要件として3月31日までに補助金を支払う必要があり、支払が遅れないようにするために、他の補助金の交付要領を参考に設定したものであるとのことであった。当該事業の補助金支払の実態としては、請求書が提出されていれば、期限後であったとしても補助金を支払うという方針であったとのことであり、交付要領の該当箇所は形骸化していた。新型コロナウイルス感染症に関する緊急性を要する補助金であったため、やむを得なかった面もあると考えられるが、今後は実態に即した交付要領を作成するべきである。

iii 補助金交付申請時の書類の提出漏れについて【指摘】

募集要項によると、交付申請時に必要な書類のひとつとして、誓約書の提出を求めている。誓約書は、不正な申請を行わない意思確認や、補助金対象要件である事業継続の意思確認など誓約書でしか確認できない内容も含まれており、重要な書類であると考えられる。

しかし、監査人が抽出した補助金のうち1件について、当該誓約書が添付されていなかった。

この件に関して、交付申請時の県のチェックリストでは、誓約書について問題無しとされていた。提出がなかったにもかかわらず問題無しとされていたのであれば、提出書類について適切なチェックがされていなかったといえる。

また、県の担当者によると当時提出はあったものの紛失した可能性もあるとのことであるが、それであるならば書類の管理体制に問題があったといえる。

iv 実績報告時の書類の提出漏れについて【指摘】

募集要項によると、実績報告時に必要な書類のひとつとして、支払が確認できる書類の提出を求めている。なお、支払は銀行振り込みを原則としており、クレジットカードによる支払の場合は実績報告期限までに支払を終え、利用明細書と通帳の該当部分のコピーを提出することを条件としている。

しかし、監査人が抽出した補助金のうち1件について、クレジットカードの引き落としの該当部分の通帳コピーが提出されていなかった。

県の担当者によると、総合口座通帳で残高がなくても引き落とされる通帳であったため、引き落としの事実を確認しなくても問題ないと判断したとのことであったが、引き落とし前に口座を解約する可能性も考えられ、通帳の該当部分のコピーの提出を求めるべきであった。

v 補助金申請に関する書類作成及び申請のサポート体制について【意見】

当初の補助金交付申請件数の想定は、観光庁が毎月公表している宿泊旅行統計調査の情報から県の宿泊施設1,089件(令和3年3月現在)を参考に1,000件程度と見込んでいた。しかし、実績申請件数は503件であった。県の担当者によると、想定数より少なかった理由の一つとして、提出書類の書類作りが大変であり特に規模が小さい宿泊施設は高齢者の事業者が多く書類作成が難しかったという点が考えられるとのことであった。

県としては申請方法や書類等についてできるだけわかりやすくするよう心がけたとのことではあったが、申請の実績件数は伸び悩んだ。そのため、今後同様の補助金がある場合には、より事業者が申請しやすいように書類作成及び申請のサポート会場等の設置を検討することが望まれる。

5 宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費

i 委託金額の適切性の検証方法について【指摘】

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営業務の委託料の契約金額は、委託事業者からの見積書を基に決定されている。当該見積書を閲覧したところ、委託料のうち企画料(事務経費)として9,090,000円が計上されていたが、

この経費の具体的な内容や算出根拠の記載は一切なく、県も委託事業者に追加で詳細な資料の提出を求めていなかった。

当該業務委託の企画提案コンペ参加仕様書では、見積書の金額は個々の積み上げによる実費を原則とし具体的な経費の内訳が分かるよう求めているし、委託料の約 11%の金額に当たる企画料（事務経費）の具体的な内容や算出根拠が不明なままであることは、委託金額の適切性を十分に検証したとはいえない。

また、委託料の契約金額は認証申請件数を 2,050 件程度と想定したうえで見積もられていたが、実際の申請件数は 1,217 件であった。しかし、委託事業者からの最終の経費精算書の合計金額は当初の契約金額と同額が計上されており、さらに、内訳のうち企画料（事務経費）は契約時の見積書よりも増額され 12,557,600 円（委託料の約 16%）が計上されていた。

県の担当者へのヒアリング及び委託事業者からの実績報告書によると、認証にあたり助言が必要な施設が多かったり、施設面積が大きい施設が多く現地調査に時間を要したりなど想定より作業が多かったとのことであった。そのため、想定申請件数を実績が下回ったからと言って契約金額が件数に比例して減少することに直結しない一定の理由があったとは考えられる。しかし、具体的な内容や算出根拠の不明な企画料（事務経費）が増額されていたとなると、最終的に契約金額に帳尻を合わせるために計上された金額ではないかという疑念を払拭できず、県が委託金額の適切性を十分に検証していたとはいえないと考えられる。

今後は、委託料が有効的に活用されているか、委託料として無駄な支出になっていないかを十分に検討できるよう、県は委託事業者に対し、具体的な内容や算出根拠の記載のある詳細な資料の提出を求めるよう改善すべきである。

ii ホームページ掲載の優秀 20 施設の選定方法について【指摘】

「あんしん みえリア」のホームページでは、特に優れた取組を実施している 20 施設についてアンバサダーによる取材レポート記事を掲載している。

ホームページのレポート記事を見てみると、感染対策の取組についてだけでなく各施設のアピールポイント等も紹介されており、結果的に旅行者に向けて各認証施設がプロモーションされ積極的な利用を進めているような内容も掲載されていた。そのため、特定の施設について県が無償でプロモーションしていることにならないよう、その選定方法は恣意性がなく合理的な方法で公平に行われていなければならないと考えられる。

20 施設の選定方法は、まず委託事業者に対し約 1,200 施設から 40 施設の選定を依頼し、その後、県と委託事業者が協議し 40 施設の中から 20 施設を選定している。

しかし、40 施設の選定及び 20 施設への絞り込みを決定した際の具体的な方法

や選定過程の記録の資料はなく、施設がどの地域にあるか記載された資料があるのみであり、選定方法について事後的に検証できない状態であった。

そのため、今後特定の施設の利用促進につながるプロモーションを実施することとなるような場合には、恣意性がなく合理的な方法で公平に選定されていることを十分に確認できるよう選定過程を記録に残しておくべきである。

iii 安全・安心な三重プロモーション業務の効果検証について【意見】

県は、「安全・安心な観光地 三重」のブランディングを定着させ県への旅行需要を喚起するために、安全・安心な三重プロモーション業務として、プロモーション動画の制作、PR 記事コンテンツの作成、デジタルプロモーションの実施を委託している。

具体的には、「あんしん みえリア」のホームページを作成し、認証施設名及び各施設の感染対策の取組状況を掲載していることから、この委託事業の効果を検証するにあたり、ホームページのアクセス数が重要な判断材料になるといえる。

県は委託業務完了後に委託事業者から業務実施報告書を手続きしており、報告書の中にはホームページのページビュー数やユーザー数、セッション数などが記載されている。しかし、これらの数値が多いのか少ないのか、周知されるために十分な数値なのか否か、県のPRに繋がっているといえる数値なのか否かなどの検証・分析を県は実施していない。そのため、当該事業への委託料が有効的に使われたのかどうかの検証や、ホームページを今後継続していくべきかどうかの判断ができない状態となっている。

「あんしん みえリア」の制度については恒久的なものとは考えていないとのことであるが、未だコロナ禍であり県への旅行需要について今すぐ効果が出るものではないにしても、アクセス数などの検証・分析を行うことでプロモーション業務の効果検証をしていくことが望ましい。

iv 企画提案コンペ選定委員会の委員等の互選記録と出席者数について【意見】

当事業では2件の業務委託を実施しており、企画提案コンペ選定要領によると、各委員の得点の総合計点が同点の場合は出席委員の採決により最優秀提案を決定し、さらにその採決が同数の場合は委員長が決定することとされている。そのため、選定委員会では委員の互選により、委員長及び委員長の代理となる副委員長を決定している。しかし、選定委員会の議事録等については特に作成していないため、委員長及び副委員長が誰に決定したかの記録は書面として残っていない。

前述のように、委員長が最優秀提案を決定する場合も想定されることから、委員長としての責務は大きいと考えられる。そのため、今後は委員による互選により委員長及び副委員長が誰に決定したのかを記録として書面に残しておくことが望ましい。

また、2件の企画提案コンペ選定委員会について、出席者数に関する意見は「I 1 iv 企画提案コンペ選定委員会について」と共通する。

v 「あんしん みえリア」のホームページの記載事項について【意見】

「あんしん みえリア」のホームページでは、エリアやジャンルから詳細な条件を指定して、認証施設を検索することが可能となっている。

実際に施設を検索すると、感染対策の取組状況に加え、施設の外観写真や地図、基本情報が掲載されていた。基本情報としては住所・営業時間・定休日・電話番号のみが記載されている状態であり、旅行需要の増加に繋がる工夫が十分ではない印象を受けた。

追加費用が発生すると考えられるため費用対効果の問題も考慮する必要はあるものの、例えば各施設のホームページや SNS の公式アカウントの URL を掲載するなどすれば、旅行者にとってより使いやすいホームページになると考えられる。

vi 業務委託料の積算について、「第6 2 業務委託料の積算について」へ統合して記載している。

6 県内観光事業者支援金

i 事業者が観光事業者支援金の申請書に添付した確定申告書で事業収入欄に記載がないケースについて【指摘】

県内観光事業者支援金の申請には、売上台帳等売上金額がわかる書類や当該売上を間接的に確認するために確定申告書の提出が必要となる。

支援金の申請業者の中から12事業者を抽出し、申請書類の内容を検討した結果、宿泊事業者で確定申告書の事業収入欄が空白である事業者が見つかった。当該事業者の確定申告書は事業収入欄が0で、代わりに雑所得の収入金額欄に記載があった。この事業者の申請を認めた理由を担当部局に確認したところ、国税庁から出されているいわゆる「自己が居住する住宅を利用した「民泊」を行っている場合に得た所得は原則として雑所得」に区分されるという個人課税情報を斟酌して、当該事業者の確定申告書に記載された雑所得の収入を宿泊事業による売上と推定して、それ以上の確認はされていなかった。

どの所得に区分されるかは所得税法上の問題であり、確定申告書の提出は、支援金事業において基準月に記載された売上金額の妥当性を間接的に検証するために、確定申告書で宿泊事業による収入を確認する趣旨だと思われる。

確定申告書の記載において、雑所得の収入金額欄の金額がすべて宿泊事業の売上かどうかは不明であるにもかかわらず、雑所得の収入金額が全額宿泊事業の売上金額と推定したのはチェックが有効であったとは考えにくい。

宿泊事業による売上金額を確認するためには、確定申告書の雑所得の収入金額欄に含まれる宿泊事業の月別の売上金額及び費用明細を入手して、宿泊事業にかかる売上金額及び所得の確認をすべきであったと考える。

ii 県内観光事業者支援金申請書の県によるチェックについて【意見】

支援金支給業務は受託者のチェックにより不支給となった事業者が 56 件あり、支援金申請者 605 件のうちほぼ 1 割近くが不支給になったことになる。

不支給の理由を確認したところ、施設が支援金の支給条件を満たさないケースが一番多く、既に飲食店時短要請支援金を受給していた事業者も相当数あり、件数は少ないが、事務局が通知した書類の不備が期限までに修正されなかったケースもあった。不支給事業者の件数や不支給理由をみると受託者のチェックも詳細になされていたと判断できるが、県の担当部署では受託者から質問があったケースのみ回答する体制であった。

県が新型コロナウイルス感染症対策として宿泊業者に支給している「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」があるが、当該補助金も「県内観光事業者支援金」と同様、支給業務については外部に委託している。しかし、同補助金の支給業務については外部の受託業者がチェックするほか県の担当部署でも全件チェックしている。

補助金と支援金という違いはあるが、補助金の全件チェックにより発見された事象を参考に支援金についても一定の基準を定め、県の担当部署でもチェックする体制にすることが望ましいと考える。

iii 観光事業者支援金申請書に添付する誓約書に記載されている「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請について【指摘】

観光事業者支援金申請書に添付する誓約書には「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請をすることが記載されている。誓約書では同施設認証制度への申請期限は決められていないが、支援金支給者合計 549 件のうち、令和 4 年 3 月 31 日現在で 13 件の事業者が施設認証制度への登録申請がなされていない。(令和 4 年 8 月 14 日現在でも 9 件の事業者が未申請で、うち 1 件は休業、1 件は連絡不可。)

観光事業者支援金は令和3年10月29日までにすべて支払われているため、支援金の支払後5ヶ月以上「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請がなされていないことになる。同施設認証制度への登録は、調査員による店舗の現地確認が必要なため、事業者が登録申請をしても登録が遅れることは考えられるが、申請自体はいつでもできるため、事業者支援金支払後5ヶ月経っても申請がなされていない事業者については誓約書に従っていないことになる。

観光事業者支援金の趣旨は観光事業者の経営支援を最優先にしている点は理解できるが、支援金を受領しておきながら申請をせず、誓約書に従っていない事業者については、誓約書に従っている大半の事業者と公平性の点で問題がある。未だに登録申請をしていない業者に対しては登録申請の指導を徹底すべきであり、いつまでも申請がなされない事業者に対しては適切な対応をすべきである。

7 国内誘客推進事業費

i 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に支給する負担金の支給方法について【意見】

県は、令和3年度 VISIT 伊勢志摩事業負担金 960,000 円を公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に対して支給している。しかし、コンベンション機構に対して県は「みえ観光の産業化推進委員会」をとおして1,200,000 円支給しており、県全体として2,160,000 円を支給している。

同一の団体に対する負担金が一方は直接支給され、他方は委員会経由で支給されているため、県の担当部署にその理由を確認したところ、従来県から支給されていた負担金を、平成28年3月に委員会が設置されてからは一部を委員会経由で支給するようになったとのことであった。同じ県の財源から同じ団体に支給される負担金が別々のルートで支給されるのは合理性に欠けると思われる。

効率性の面からもどちらか一方からの支給にまとめることが望ましい。

8 みえ観光の産業化推進委員会負担金

当事業は事業費の全額を委員会へ負担金として支出し委員会が事業を実施しているため、「第5 II 2 地域観光産業支援事業費」にて意見表明する。

9 地域観光産業支援事業費

当事業は事業費の全額を委員会へ負担金として支出し委員会が事業を実施しているため、「第5 II 2 地域観光産業支援事業費」にて意見表明する。

1 0 県内旅行商品造成・販売支援事業費

当事業は事業費の全額を委員会へ負担金として支出し委員会が事業を実施しているため、「第5 II 3 県内旅行商品造成・販売支援事業」にて意見表明する。

1 1 海外プロモーション推進事業費

i 手土産の持参について【意見】

関係機関や企業への訪問の際に手土産を持参しており、当事業費で3回、海外誘客推進プロジェクト費で1回、計4回の手土産の支出があった。手土産購入の際には、決裁のうえ購入しているとのことであるが、手土産の支出について内規のような文書は存在していない。決裁文書を開覧したところ、配布先として国が所管する独立行政法人の名が記載されており、公的機関に手土産を持って行ったことが明らかになった。

今回手土産を持って行った先の独立行政法人の職員は、公務員とはみなされないケースであった。しかし、公務員とはみなされていないからといって、公的機関に手土産を持っていくことは、慎むべきである。

今後手土産の支出については、持参先やその金額、内容などについて十分検討されて行っていただきたい。

ii 負担金の支出について【意見】

負担金の支出先である三重県外国人観光客誘致促進協議会の予算書・決算書を開覧したところ、当年度の負担金収入額を上回る金額の前年度繰越金があったが、年度末には減少し、翌年度繰越金は、前年度繰越金の約1/3であった。しかし、多額の前年度繰越金があったということは、負担金収入のうち使用されず、当年度に繰り越されたものが多くあったということである。

近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会においても繰越金が大幅に増加しているが、これはまん延防止等重点措置適用に伴い実施できなくなった事業の事業費を繰越処理したものであり、繰越金が増加していることはやむを得ない。

県は、この事業において「三重県外国人観光客誘致促進協議会」、「東海地区外国人観光客誘致促進協議会」、「近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会」、「中部国際空港観光案内実施協議会」の4カ所に計6,778千円の負担金を支出している。このように多額の負担金を支出しているのであるから、支出後もその使途に十分注意をされるとともに、多額の繰越金が発生することのないように支出先に働きかけることが望ましい。

1 2 日台観光交流推進事業費

この事業について、指摘事項及び意見はない。

1 3 海外誘客推進プロジェクト事業費

i 欧州プロモーション現地レップ委託業務の一部再委託について【意見】

欧州プロモーション現地レップ委託業務については、9月末で受託者のフランスにある現地事務所を閉鎖したため、フランスにおけるレップの営業活動について別の法人の現地事務所に20万円で再委託をしたいという申し出が11月26日付で受託者からあった。現地事務所の閉鎖から再委託の間は、受託者がオンラインを活用して現地旅行会社へのセールスを行っていたということであるが、現地レップ委託業務については、海外の現地代理人として業務を委託しており、その業務の根幹にかかわる現地事務所の再委託であるので、今後このようなことが発生しないように、委託業者選定時には十分調査して信頼できる業者に業務を委託することが望ましい。

1 4 海外MICE誘致促進事業費

この事業について、指摘事項及び意見はない。

1 5 観光デジタルファースト推進事業費

この事業について、指摘事項及び意見はない。

1 6 アフターコロナ・インバウンド復活事業費

i 実績報告書の内容の確認について【指摘】

委託の業務仕様書には、オンライン商談会の開催の目標が、1市場あたり150件以上となっていたが、委託事業者からの実績報告書において、台湾153件、タイ142件、シンガポール140件となっており、3市場のうち2市場は目標を下回っていた。このことについて、どのように対応したのか県の担当者に問い合わせたところ「参加できなかった業者や旅行会社に資料を提供した」ということであった。これでは、不足分について十分補完されたとはいえない。目標に到達しなかった場合には、どのように対応するべきかを事前に県は業者に示しておくべきであった。また、その対応の経緯を文書として残しておく必要があった。

県の完成認定書には、目標に届かなかったものがあつたことについての記載はない。完成認定書を作成する際には、仕様書に沿つた業務の遂行がなされたかを確認するとともに、不足の部分がある場合にはその理由や対応を確認するべきである。

1 7 三重県版観光スマートサイクル確立事業費

この事業について、指摘事項及び意見はない。

1 8 持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費

当事業は事業費の全額を委員会へ負担金として支出し委員会が事業を実施しているため、「第5 II 4 持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費」にて意見表明する。

IV 施策 332 三重の戦略的な営業活動（雇用経済部）

1 戦略的営業活動展開推進事業費

i 決裁書の訂正方法について【指摘】

決裁書の訂正箇所には二重線を引き、二重線上に担当者が押印の上、正しい文言が書き加えられているが、用いられた筆記具が鉛筆であつたものが数件あつた。また、決裁書に項目や金額の加筆が行われているが、この加筆に用いられた筆記具も鉛筆であつたものが散見される。これら筆記具は書換えが容易で、後日改ざんも可能であるため、使用すべきではない。

ii 戦略的営業活動展開推進事業費で取得したデジタルサイネージについて【指摘】

三重テラスに4台あつたデジタルサイネージのうち1台が、事業年度末近くに画面が点灯しなくなつたため、感染対策の観点からもすぐ必要となることから購入を行っている。そのため、補正予算を組む時間的余裕がなく、事業が実施できなかった委託料より、備品購入費への流用を行い購入を図つた。しかし、このデジタルサイネージは、三重テラス1階において、店内の混雑状況やAIによる混雑予報を表示するために用いられており、かつ、デジタルサイネージ4台は、首都圏営業拠点「三重テラス」の主な設備備品一覧に掲載されていることなどが

らも、本来は、三重テラスの運営・管理を行う「首都圏営業拠点推進事業」の費用にすべきである。この事業からは流用することができる予算がなかったことから、「戦略的営業活動展開推進事業」から支出したものと思われる。原則は、「首都圏営業拠点推進事業」で補正予算にて対応するか、若しくは三重県予算調製及び執行規則第16条1項に従い、主務部長の決裁を得て事業間の流用を行うべきである。

iii 令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託費の予算併用について【指摘】

後述の「4 首都圏営業拠点推進事業費」と密接に関連するため、そちらで意見表明を行う。

2 関西圏営業基盤構築事業費

i イベント「三重 DE 買い物 in 天神橋筋商店街」における購入先事業者の選定と送料の負担について【意見】

「三重 DE 買い物 in 天神橋筋商店街」イベントの実施にあたって、購入先事業者が1社選定されているが、道の駅を運営しており、県内特産品を広く取り扱っている事業者というだけで、選定の経緯、事業者との協定書など一切残されていない。県としては事業者との間に支出をともなう契約はないが、購入先事業者として民間企業を選定している以上、選定の経緯を残すとともに、事業者との協定書を締結しておくことが望ましい。

また、企画書によると「今回の試行では、本実施に向け、課題や改善点を抽出する目的が大きいため、より多くの方に参加していただけるよう、送料（箱の大きさによらず一律1,000円）は関西事務所で負担する。」となっており、実際に送料として購入先事業者に10件分が支払われている。本来、物品購入の際の送料は、購入者若しくは事業者が支払うのが通例で、試行的イベントであるとはいえ、県が負担すべき合理的理由が見いだせず、それについての協議資料も残されていない。今後、イベントにおける打合せ、協議については議事を残すとともに、支出経費についての合理性を検討することが望ましい。

3 みえモデルワーケーション推進事業費

i 商標について【意見】

県のワーケーションウェブサイトの名称「とこワク」については、現時点（令和4年9月6日現在）で商標登録はなされていない模様である。

しかし、昨今、商標登録がなされていないことを奇貨として、他人の商標の先取りとなるような出願の事例が多数発生している。この点は、特許庁においても注意喚起を行っているところである。

他者によって商標登録がなされた場合、県による「とこワク」の名称やロゴマークの使用が商標権侵害となるおそれがある。業務の成果物に商標（ロゴマークを含む）等の創作が含まれる場合には、業務の内容に商標の取得も含めることとし、出願費用も考慮の上で業務委託料を算定することも可能であると思われる。県において、今後も上記名称等の使用を継続し、認知度アップを図っていくことを予定しているのであれば、商標出願も検討することが望まれる。

ii 外部有識者・専門家等の関与について【意見】

ワーケーションウェブサイト改修等業務委託、みえモデルワーケーション研究会運営等業務委託、ワーケーション推進にかかるプロモーション等業務委託、ワーケーション受入体制構築のためのモデル事業業務委託は、企画提案コンペによる随意契約であり、企画提案コンペ選定委員会委員については、企画提案コンペ選定要領に基づき県職員が選任されており、外部委員は選任されていない。

庁内における関連部署の人員が選定されているとはいえ、上記の各委託業務については、ワーケーションという従前にはなかった事業に関する取組であることや、デジタル時代における効果的な広報戦略の検討が必要となることからすれば、外部有識者・専門家を選定委員会委員に加えることが望ましい。

外部委員の設定にあたっては別途条例の手当が必要なようであるが（前記Ⅲ 3 iii参照）、今後も県において取組む事業に関しては、より一層高度な専門的な知見が必要とされるケースが増えることが見込まれることからすれば、外部委員選任が可能となるような措置をとることが望まれる。

そして現状においても、外部委員ではなくオブザーバーであれば企画提案コンペ取扱指針に基づいて選任し、必要な意見を求めることは可能であるから、その積極的な活用を図ることが望ましい。

また、予定価格の設計の段階から外部有識者・専門家等からの意見聴取が可能となるような措置をとることが望まれる。

iii 事業の有効性の検証と継続的な取組の必要性について【意見】

ワーケーション推進にかかるプロモーション等業務委託においては、契約者が発行する雑誌にプロモーション記事が掲載され、内容自体は魅力的なものではある。

しかし、掲載雑誌の表紙のみならず、目次欄にも、当該記事のタイトル等の記載も一切ないため、雑誌の全てのページに目を通さないと当該記事の存在自体

に気づかない可能性が高く、掲載効果に疑問があるものと言わざるを得ないものであった。また、作成されたプロモーション動画は、YouTubeの「三重テラスチャンネル」にて令和4年3月13日から公開されているが、当該チャンネルの登録者は543人、当該動画の閲覧数は192回にとどまっている（令和4年11月26日現在）。

前述の各委託業務は、ワーケーションという新しい働き方・ライフスタイルに対応する新たな取組でもあり、直ちに事業の効果が現れるものではなく、また、その検証も必ずしも容易ではないものとは思われるが、今後も引き続き事業の効果ないし有効性の検証を踏まえ、広報面も含め、継続して取組を行っていくことが望まれる。

iv 業務委託料の積算について、「第6 2 業務委託料の積算について」へ統合して記載している。

4 首都圏営業拠点推進事業費

i 令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託費の予算併用について【指摘】

令和3年度「三重テラス」来館者アンケート調査等業務委託について、契約金額1,408,000円中、首都圏営業拠点推進事業費から1,100,000円、戦略的営業活動展開推進事業費から308,000円支出されている。

首都圏営業拠点推進事業費の予算書をみると、委託料 アンケート調査・分析委託として1,100,000円が計上されているものの、戦略的営業拠点展開推進事業の予算書には、委託料の項目にアンケート調査・分析委託の予算計上はされていない。また、決裁書において、予算をオーバーする部分を他の事業費に付け替える趣旨のメモが残されていた。このことから予算をオーバーする部分を他の事業費に付け替えていると思われる。原則は、「首都圏営業拠点推進事業」で補正予算にて対応するか、若しくは三重県予算調製及び執行規則第16条1項に従い、主務部長の決裁を得て事業間の流用を行うべきである。

ii 戦略的営業活動展開推進事業費と首都圏営業拠点推進事業費の支出負担行為の混同について【意見】

戦略的営業活動展開推進事業費と首都圏営業拠点推進事業費は、ともに首都圏（日本橋地域）における営業活動展開をしていることもあって、その区分けが明確になっていない。

例えば、「日本橋・三重テラス寄席」のチラシ作成費用は、第12回、第13回

は、首都圏営業拠点推進事業費から支出されており、第14回、第15回は、戦略的営業活動展開推進事業費から支出されている。また、「来館者450万人！ご愛顧感謝キャンペーン」のはがき印刷費は、戦略的営業活動展開推進事業費から支出されているが、同キャンペーンの賞品は、首都圏営業拠点推進事業費から支出されている。このように、この両事業の支出の基準があいまいで、支出に混同が生じており、明確に区分がされていない。

今後は、各種イベント企画の費用は、戦略的営業活動展開推進事業にて支出し、「三重テラス」の運営・管理・アンケートや効果査定費用・有識者の意見聴取等の費用は、首都圏営業拠点推進事業費にて支出するといったような、明確な基準を設けることが望ましい。

第5 みえ観光の産業化推進委員会について

I みえ観光の産業化推進委員会の活動内容等

1 みえ観光の産業化推進委員会の概要

2 活動財源と実施事業について

3 意見表明（指摘・意見）

i 委員会より請求があった負担金の支出決定時の審査について【指摘】

委員会に関する実施事業関係書類が編綴されている簿冊を閲覧したところ、この負担金が県にとって必要か、負担金額は事業規模等を考慮して適正な応分の負担になっているか等の記録は編綴がなく、当該負担金を負担して支出を可とした決定時の経緯や内容は確認できなかった。

三重県公文書管理規程には次の規定がある。

「職員は、・・・(中略)・・・経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、・・・(中略)・・・、文書を作成しなければならない。」(第15条)

「相互に密接な関連を有する公文書を公文書ファイルにまとめること。」(第36条(2))

県は委員会に関する簿冊に、負担金が県にとって必要か、負担金額は事業規模等を考慮して適正か等の判断ができる記録を編綴しておかなければならない。

ii 委員会の専用口座の預金残高と収支差引額との照合について【指摘】

月次の収支差引額と専用口座の預金残高を毎月照合しているか確認したところ、毎月の照合は行っていないとのことであった。

作成した収入計算書(収入表)と支出計算書(支出表)が正しく処理されていることを担保するために、委員会は専用口座の預金残高と月次の収支差引額を照合し、その確認月日や出納責任者・担当者の署名又は押印等を行って確認の痕跡を残すようにすべきである。

また、決算時に繰越収支差額と専用口座の残高の照合を行っているか確認したところ、その照合も特に行っていないとのことであった。

決算日の3月31日現在で作成される事業収支決算報告書に記載されている収支差引額は、上記の月次に作成する収支計算の収支差引額と異なり、事業収支決算報告書の作成の根拠となる決算日の3月31日現在で作成している収入計算書(収入表)と支出計算書(支出表)については、現年度に帰属するすべての収入項目とすべての支出項目を計上しており、決算日の3月31日現在未収であったり未払であったりする項目も含まれている。そのため決算日における専用口座の残高と事業収支決算報告書の収支差引額(繰越収支差額)は一致していない。

それゆえ、決算日において、上記の両者の差異を確認するために、例えば「預金残高調整表」を作成して、専用口座の残高と繰越収支差額が照合できるようにしなければならない。

iii 県から交付した負担金の取扱いについて【指摘】

令和3年度中に委員会から県に対して複数回負担金を請求していた事績を管理する集計表に「※請求ルール」という指示文が印刷されていた。

指示文の中で監査人が問題視したのは、「・県費は要・不要にかかわらず、予算を全額受入れ」と「・繰越ができないものは不要処理」である。

この負担金は、みえ観光の産業化推進委員会規約第3条に規定している6種の事業について、その事業において県として応分の負担をすべき金額を、委員会から請求を受けて支出するものである。

県が応分の負担をしたにも関わらず、仮に特別な事情が生じたとしても、その受領した負担金に残余が生じたならば、それは県は本来負担しなくてもよい金額であったと考えられる。

監査の過程で、事業に係る「業務完了報告書」を受領し保管していることや負担金の残余に関する処理について県と委員会が協議した記録は、確認できなかった。

個々の事業目等の収入金額と支出金額に差額が生じている項目について確認したところ、「コロナ禍で予定事業が執行できなかった。」という口頭の回答しか得られず、予定事業が執行できなかった理由を記した記録は確認できなかった。

この負担金は、県がある事業を行わなければならなくなったときに、県には専門知識やノウハウがなく、外部の事業者へすべてを委託して代行させた方が効率的である場合に支出する委託料と内容的に酷似している。

委託料の場合は、事業終了時に委託事業者から「業務完了報告書」を提出させ、検査員が審査して、問題が無ければ「完成認定書」を発行し、委託料の支出が実行される。

委託料に酷似した負担金の場合は、事業完了後には、県は委員会から事業終了報告や完了報告を受けてその内容を精査し、自己が負担した負担金に残余が生じている場合は、委員会と協議をして残余の処理を決すべきである。

県は委員会に対して、このような負担金について、効率性、有効性の観点から、委託料に準ずる事業完了時の報告とその精査をし負担金の確定手続を行って、その結果、残余となった負担金については、①返金させるのか、②翌年度の継続事業として支出執行していくのか、または③繰越財源に編入して翌年度の新規事業の財源に充当していくのかについて、委員会とよく協議して残余資金の処理を決しなければならない。その場合の協議記録も確実に保存しておかなければ

ばならない。

以上のことから、県は、委員会に対し、未使用となった国費の返金や委託料を支出する委託業者に対し求めている事業完了報告手続などに準ずる一連の確定手続を行うように指導・監督をしなければならないと、監査人は考える。

iv みえ観光の産業化推進委員会経理規則第 24 条に定められた決算報告書の内容について【意見】

みえ観光の産業化推進委員会経理規則第 24 条（決算書等の提出）では、「事務局長等は、出納員に命じて決算を調整し、出納の閉鎖後 3 月以内に、証書類及び次に掲げる書類を併せて委員長に提出しなければならない。（1）実施報告書（2）決算報告書」と定められている。

事業報告には実施した事業の詳細が掲載されていたが、収支決算（案）に編綴されていた事業収支決算報告書（案）の支出金額は【支出の部】の主だった事業の金額しか情報がなかった。

現状の委員会が実施している単式簿記の経理方法では、決算日の翌日から 2 ヶ月間の出納閉鎖期間に発生する決算日以前の会計期間に帰属する取引の計上を失念してもその脱漏のチェックができない。また、令和 3 年度では出納閉鎖期間に発生した取引の金額は相当多額であった。それらの多額な取引について未収入金や未払費用として把握しておらず貸借対照表（財産目録）を作成していないので、仮に貸借対照表（財産目録）を作成した場合の正味財産と事業収支決算報告書の次年度への繰越金が不一致となっても検証できない。よって、現状では会計処理の正確性は担保されていないことになる。

そのようなリスクを回避するためにも、委員会経理規則第 24 条（2）決算報告書には正式な形式の「収支計算書」と「貸借対照表」（「財産目録」）が含まれると解することが望ましい。

現行の委員会経理規則第 24 条（2）決算報告書にはどの財務報告書が含まれているか詳細な規定が存在しないが、正確な決算報告を行うためには、決算報告の資料として作成される「事項書」には上記「収支計算書」に加えて「貸借対照表」（「財産目録」）を資料として追加するよう検討することが望まれる。

v 委員会が所有する繰越収支差額金額について【意見】

委員会は平成 28 年 3 月 15 日に設立されている。設立以来、毎期の 3 月 31 日現在の次年度への繰越収支差額が平成 31 年 3 月 31 日現在を除き増加している。

令和 4 年 3 月 31 日現在、委員会が所有している未使用の負担金の金額といえる次年度繰越金は、24,481,863 円という多額になっている。

県は委員会より毎決算ごとに各負担金の「事業報告と収支決算」を受領してい

るが、簿冊の閲覧やヒアリングを通してそれらの審議記録を確認できなかったので、担当部局が負担金について精緻な審査を実施しているか、不明である。

委員会が所有する繰越収支差額金額の金額について、当該金額について公的な規定は存在せず、また適正な規模を推奨する基準も存在しない。

ただ、県としては予算執行において、委員会から請求がある負担金について、請求額をそのまま支出する姿勢は望ましくなく、経済性・効率性・有効性を常に意識して、上記iiiに述べた例えば①から③の協議を進めることにより、過年度から累積している繰越金（県民が納付した貴重な税金）を事業の財源に充当してできる限り滞留させないように常に注意を払い、その処置を講じていくことが望まれるところである。

vi 管理者の職位の二重身分について【意見】

委員会は県雇用経済部観光局内に事務局が設置されている。本稿に関わる職位は、委員会の事務局長と監事である。委員会の事務局長は、県では観光魅力創造課長である。委員会の監事は、県では会計管理者兼出納局長である。

事務局長の職位・職務権限は、委員会では請求書発行責任者であり、専用口座の委員会を代表した名義人である。県では支出決裁書の決裁欄に承認の意思表示の押印を行う決裁者のひとりである。

委員会への委託事業は億単位という高額な資金が動くが、決裁が合議制とはいえ、組織的には、事務局長就任者の県での職位は観光魅力創造課長であるので、委員会から県への請求書を作成した者と県での決裁書の決裁者が同一人物であることと、県から資金を送金する責任者（出納局長）が委員会での資金の不正に目を光らせる監事を兼務していることになり、共に委員会と県の高位職位者が二重身分を持っていることになる。

委員会の資金の支出は委員会の事務局次長（出納員）が行っているが、当該2名の県と委員会の高位職位者が兼職の状態は、県民からすると監査人と同様に誤解を招きやすく有効性の観点からも、事務局長就任者の県での職位と委員会の監事の人選は検討することが望ましいといえる。

また、県での決裁者について、具体的には、委員会から県の負担金の請求書を発行する者である事務局長は委員会側の職位に属すると考え、県においてその請求書に基づく決裁については、支出許可を与える決裁者の筆頭に位置するのは望ましいとはいえず、この決裁だけは決裁者に加わらず、他者を決裁者とする配慮が望ましいといえる。

II みえ観光の産業化推進委員会が行った個別事業について

1 三重県版観光スマートサイクル確立事業費

- i 業務委託料の積算について、「第6 2 業務委託料の積算について」へ統合して記載している。
- ii 積算表及び見積書における諸経費について、「第6 3 積算表及び見積書における諸経費について」へ統合して記載している。

2 地域観光産業支援事業費

- i 業務委託料の積算について、「第6 2 業務委託料の積算について」へ統合して記載している。

3 県内旅行商品造成・販売支援事業

- i 業務委託料の積算について、「第6 2 業務委託料の積算について」へ統合して記載している。

4 持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費

i 実施事業の結果と今後の課題について【意見】

当事業では、投資ファンドや金融機関からの投資を呼び込める、オール三重の先駆けとなる持続可能な観光地のモデルを創出するため、志摩市においてスタートアップに向けた実証事業を行っている。新型コロナウイルス感染症の影響で事業開始が遅れ、肌寒い晩秋から冬の時期に実証事業を開始することとなり屋外で展開する「がけっぷちカフェ」や「ナゾトキスタンプラリー」には厳しい状況であった。約1カ月半と短い準備期間で十分な検証が出来ずに事業を開始したため運用面で課題が生じ、目標値に対して実績値が30%台と目標値を大きく下回る結果となったが、地域の方々の協力も得て運営方法を模索しながら事業を進め、目標値をもとに事業継続に向けて何を改善すべきか課題を明確化することができたのは成果と考えられる。

実証事業の利用促進策として企画した志摩市内宿泊施設へのPRチラシの配布や宿泊者限定特典の駐車料無料券付きチラシ配布等の宿泊者向けの誘客策については宿泊者の参加率は高く、誘客取組全体としては成功したと考えられるが、宿泊者向けツアーについては半数以上が参加者0人または催行中止となっており参加してもらったための工夫が十分ではなかった印象を受けた。

また、実証事業後に地元商店街を対象に行ったアンケート（対象14件、回答率100%）では、事業の成果を評価する意見が多数あったが、「客数に変化なく、事業の効果は感じられなかった」という回答も半数（7件）あり、今後の改善に

に向けた取組が望まれる。

当事業は単年度事業であるが、当事業の経験を生かして引き続き伊勢志摩の各地域において株式会社地域経済活性化機構（REVIC）との連携による持続可能な観光地づくりの推進に向けて取り組んでいくことが望ましい。

- ii 業務委託料の積算について、「第6 2 業務委託料の積算について」へ統合して記載している。

5 県内教育旅行促進支援業務等

この事業について、指摘事項及び意見はない。

6 観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費

この事業について、指摘事項及び意見はない。

第6 契約保証金免除並びに業務委託料に係る積算等について

第6は、第4と第5において多くの個別監査対象事業と関係性がある3項目の内容について、個別には記載せず本項に集約して記載している。

1 契約保証金免除について【指摘】

県が締結する業務委託等の契約において、契約の相手方となる者は原則として契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付することとなっているが（三重県会計規則第75条第1項）、「当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき」（同条4項3号）には、契約保証金の納付を免除することができる。本監査手続の対象とした業務委託契約においても、その多くがこの要件に該当するものとして契約保証金の納付が免除されている。

この要件該当性に関し、県は、本監査対象事業において、契約者に「契約実績証明書」の提出を求めているケースが多い。当該書式に記載する契約実績は、県以外の官公署や民間事業者でもよいことになっているが、記載の実績に関する裏付資料の提出が必須とされていない。そのため、契約相手方が県以外のものについては、そもそも実績の真偽の確認ができない。契約相手方が県保有の不適合者データベースに含まれているか否かの確認は行っている例はあるものの、契約相手方が県のものも含め、契約実績証明書に記載された実績の真偽についての確認も特段行われていない模様である。

しかしながら、契約保証金は、契約の完全な履行を確保することを目的とするものである。あくまで納付が原則で、一定の要件を満たした場合に例外として納付の免除が認められるものである。

にもかかわらず、単なる提出者の自己申告のみにとどめている運用は、上記条項における「契約の相手方が過去三年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。」（下線は監査人が付した）との要件充足性に疑義があるものと言わざるを得ない。

したがって、少なくとも、自庁内で確認が可能な県を契約相手方とする契約については確認する手続を経るべきであるし、県以外を契約相手方とする契約の実績報告に対しては、他の自治体の例にも見られるように、契約実績の裏付けとなる書類（契約書の写し、契約の相手方が発行した契約履行実績証明書その他業務内容がわかる資料）の提出も求めるべきである。

2 業務委託料の積算について【指摘】

企画提案コンペや特命随意契約等を行うに際し、契約上限額の積算が行われている。

当該積算に際して、人件費に関する単価は、国土交通省（大臣官房技術調査課・港湾局技術企画課・航空局航空ネットワーク部空港技術課）が公表する同省発注の公共工事の設計業務委託（コンサルタント業務・測量業務等）を行うための単価を参考としているものが多く見受けられた。しかしながら、それぞれの事業の業務内容は、土木・建築工事等における設計業務とは異なる業務である。

また、過去の事業の積算単価を参考に人件費に関する単価を算出しているものの、業務内容が異なるものもあった。

これらの中には、委託先からの見積書に記載された人件費の単価と比較すると高額になっているものもあった。

こうしたことから、業務委託料の契約上限額の積算が適切に行われているとはいえ、業務内容に沿った適切な人件費の単価を用いることが必要である。

3 積算表及び見積書における諸経費について【意見】

企画提案コンペを行う場合に基準となる契約上限額を算定するために作成する積算表に計上されている諸経費について、県は積算表で計上された当該事業の設計費用等諸費用の合計金額に対して10%を見込んでいる。

一方、企画提案コンペ参加者が県へ提出する見積書に記載されている諸経費は、各参加者の事情によりその金額は種々記載されている。その金額は、総見積費用の10%であったり、10%未満の金額や10%を大幅に超過した金額であったり、千差万別である。

県は、契約上限額をホームページで公開している。

企画提案コンペ形式の随意契約や特命随意契約では、県が契約上限額を算定するために行う積算で、前述した積算表の金額のように高額な技術者単価に基づき算出されたものであった場合には、応札者がこの高額な契約上限額に合わせる差額調整として任意に高額な諸経費を記載した見積書を提出して業務委託契約を締結しようとするのが懸念される。

よって、県は随意契約により業務委託契約を締結する時は、見積書に記載されている諸経費が相当に高額な場合は、無用に高額な業務委託料で契約を行わないために、その内容や根拠の説明を求めることが必要であると考えている。

第7 監査対象事業に関する補足等

「包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事件の執行」と包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査である。いわゆる「行政監査」は含まない。・・・(中略)・・・財務監査であっても、地方自治法（監査人加筆）第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うことももちろん可能である。」（松本英昭著「新版 逐条地方自治法（第9次改訂版）1489頁 第13章 外部監査契約に基づく監査（第252条の37）」）と記されている。

本監査においては、上記解説にいう事務事業の有効性などについて監査を行うことも可能という趣旨と同じ思いを込め、また、最も重視したのは県民だったらどう考えるかという、いわゆる県民目線での監査を心がけた。

よって、財務監査の監査資料の中で目にした項目や事項について、一見行政監査の内容と思われる項目や事項であっても、財務監査の延長線上にある内容は、事務事業の有効性などの判断の上で重要と判断した内容について、資料の提示を求め、提供された資料について内容を検討し、この監査報告書へ記載している。

本監査における「指摘」は23件（個別表明で同じ「指摘」を表明した件数が8件あり、延合計数は31件）であった。「意見」は32件（個別表明で同じ「意見」を表明した件数が4件あり、延合計数は36件）であった。

「指摘」と「意見」の両者の合計は55件（延合計数は67件）であった。

1 新型コロナウイルス感染症禍における観光事業の切実な状況と県の施策

令和3年度の観光事業は、新型コロナウイルス感染症の影響をまともに受け、県内の観光事業者にとっても個々の事業ベースでは、存続の危機といえるほど厳しい状況であった。

令和元年における1年間の外国人訪日観光客数は、31,882千人であったが、令和3年では、僅か245千人であった。

県の伊勢市や鳥羽市などを監査人が実際に訪問したが、外国人観光客には会えなかった。これも水際対策で入国制限を厳しく行っている証左であるとはいえ、瀕死の状況である観光事業者に対して、この厳しさを正しく表現する言葉を見つけれない。

県はこのような状況を鑑み、アフターコロナに向けた多くの海外誘客に向けた様々な事業を実施している。

監査対象である令和3年度に県は、本監査報告書「第4 III 施策331 世界から選ばれる三重の観光（雇用経済部）」の中の11～17の事業を実施した。

2 監査対象事業の意見表明等について補足したいこと

監査対象事業における内容や意見表明は、本監査報告書の「第4 外部監査の結果 施策番号別の監査の結果」、「第5 みえ観光の産業化推進委員会について」、「第6 契約保証金免除並びに業務委託料に係る積算等について」において、詳細に述べている。

監査を実施し感じたことや、監査人が県の観光地を訪れ気づいたこと等、【指摘】や【意見】には至らない内容であっても、今後の県の観光事業において留意してほしいと思われるところなどを、所感として本稿で述べる。

(1) 新型コロナウイルス感染症禍の観光事業者に対する支援事業等について

新型コロナウイルス感染症の蔓延の下、国の補助金に基づく宿泊事業者感染防止対策等支援金事業で、488 施設に対する総額 16 億 930 万円余の補助金交付事務に加えて、観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）に基づく「みえ安心おもてなし認証」の認証マーク（ステッカー）を交付した 1,217 事業者に対する「認証」事務が重なり、担当部局では県内宿泊事業者や観光事業者並びに県民の福祉の向上のために想像を絶する事務量を処理された。

さらに、県内教育旅行支援事業では、南部地域への訪問が 629 校、児童・生徒 39,411 人、南部地域以外への訪問が 1,001 校、児童・生徒 74,941 人に対し、旅行代金の補助を実施した。

また、みえ観光の産業化推進委員会の事業では、「地域観光事業支援補助金」で実施された地域観光産業支援事業費があるが、これは県内旅行者に対して地域応援クーポンを配布等する事業で、総額 22 億 6,945 万円余でクーポン利用者数は延べ約 41 万 7 千人に上っている。

(2) 宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費

県は、観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしん みえリア）」を創設して新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組む宿泊施設や観光施設等を県が認証する事業を実施した。その事業において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に取り組む条件に合った宿泊施設や観光施設等に対し、申請により、認証マーク（ステッカー）「みえ安心おもてなし認証 COVID-19 SAFE 三重県」を交付している。

認証マーク（ステッカー）の交付を受けた宿泊施設や観光施設等は、その認証マークを宿泊施設や観光施設等へ入店する際に確認できる場所の目立つ所に貼付することになっている。

監査人は伊勢神宮（内宮）に近接する「おかげ横丁」を訪問して、この認証マーク（ステッカー）の貼付状況を視察した。その感想は以下のとおりである。

- ① 認証マーク（ステッカー）のデザインカラーが落ち着いた配色の黄色を基調にしていることと他のステッカーも多く貼付されており、目立たず、観光客が気づきにくい印象を受けた。
- ② 思いのほか貼付している店舗が少ない。
- ③ 入り口でなく、店舗内のレジ横に貼付している店舗があった。

この認証マーク（ステッカー）は、この観光施設等は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が施された安全・安心な施設であると観光客や宿泊客に訴えている大切な手段であるにも関わらず、観光客や宿泊客がその情報に触れられない状況が散見されることを残念に感じた。潜在的な観光客への広報としてウェブコンテンツでの掲載拡大も含め、認証マーク（ステッカー）についてより有効で効果的な活用ができるような検討を期待したい。

（3） 監査対象事業で締結された多数の随意契約

本監査で監査対象として抽出した事業に係る契約方法等を集計した結果、非常に多くの随意契約が締結されていた。

本監査で監査対象として抽出した事業に係る委託業務の契約方法は、補助金・負担金等を除くと、48件中47件が随意契約（97.9%）であった。この内、企画提案コンペ方式の委託契約が34件であり、特命随意契約が8件であった。

監査を実施した企画提案コンペ方式の委託契約は、県の契約分が27件（合計金額729,762,587円、1件平均27,028,244円）であり、みえ観光の産業化推進委員会契約分が7件（合計金額678,152,517円、1件平均96,878,931円）であった。

監査を実施した特命随意契約は、県の契約分が3件（合計金額24,624,220円、1件平均8,208,073円）であり、みえ観光の産業化推進委員会契約分が5件（合計金額1,876,891,626円、1件平均375,378,325円）であった。

企画提案コンペ方式の委託契約も特命随意契約による委託契約も、上記のとおり、個々の契約金額が非常に高額である。

公募型企画提案コンペ方式では、応募者が1社から2社のものが多く見受けられた。中には、県が委託業務について色々助言を受けている団体から推薦された事業者が応募し選定された例もあった。

公募型企画提案コンペ方式の委託業務も特命随意契約による委託業務も専門性が非常に高いとはいえ、公募型企画提案コンペ方式は応募者が少数であり、特命随意契約は特定の1社と契約するために、事業遂行の確実性は担保できるが、契約金額も企画提案も競争原理が働く可能性が低くなる。

監査において、「随意契約理由」を閲覧した。そこには高度な専門知識を有し特殊かつ高度な技術やシステム開発能力の優れた業者を選定するために「調査

委託契約実施要領」に基づき最優秀提案者を選定している旨記載されている。

選定手続は正当に行われているが、委託者選定に当たって考慮された具体的な理由は分かりづらい印象を持った。個々の契約金額が多額であるので、より具体的な理由書を作成し保存しておくことが、情報開示請求などを受けたときに対抗できる手段となり得るから、必要な手続であると思われる。

(4) 企画提案コンペ選定委員会の代理出席について

監査を行ったところ、選定委員会開催日に突然の欠席者が出た選定委員会が何件か散見された。

選定委員会で審議されるコンペ参加者の提案金額は、上記(3)のとおり相当高額な契約も多く内包している。よって、相当高額な契約金額の企画内容を審査する重要な選定委員会では、より多様な意見により審査できるように、できれば、選定委員5名全員の出席が望まれる。

また、代理出席については、選定委員会設置要領により認めている場合と、記述がなく認めていない場合があり、差異が見受けられたので、統一した取扱いが行われるようにしていくことが望まれる。

(5) 本監査報告書の執筆中に判明した補助金の不正受給について

国の補助金に基づく県内宿泊事業者感染防止対策等支援金事業で、補助金の不正受給が判明した。これは申請した感染対策のエアコンなどの更新工事ができなかったにも関わらず偽装写真を貼付した虚偽の工事完了報告書を提出してきたものであった。

県は不正受給者に対して補助金全額返済を求め、加えて加算金を科した。その結果、不正受給者からは全額弁済を受けた。

今後このような不正受給の再発が防止できるよう、対策を検討することが望まれる。

3 新型コロナウイルス感染症の下での包括外部監査

令和4年度の包括外部監査はコロナ禍で行った。実地監査では、簿冊の閲覧、ヒアリング等において、3密を避けるために県から十分な配慮を受けた環境の中で監査が行えたことに対して、被監査部局及び総務部総務課に対して謝意を述べる。

第 8 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。